

令和 5 年 9 月 12 日

熊本県熊本市南区流通団地一丁目 46 番地

株式会社ビューティ花壇

代表取締役社長　舛田正一

東京都葛飾区白鳥四丁目 8 番 14 号

株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社

代表取締役社長　渡邊一功

吸收分割に係る事前開示書面

(吸收分割会社：第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条)

(吸收分割承継会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条)

株式会社ビューティ花壇（以下「分割会社」といいます。）及び株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社（以下「承継会社」といいます。）は、それぞれ取締役会の決議を経て、両社間で令和 5 年 8 月 14 日付け吸收分割契約を締結し、令和 6 年 1 月 1 日を効力発生日（予定）として、分割会社の東日本エリアにおける生花祭壇事業を承継会社に承継する吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。よって、ここに本件分割にかかる事項を事前開示いたします。

1 吸收分割契約の内容

別紙 1 の吸收分割契約書のとおりです。

2 分割対価の相当性に関する事項

分割会社と承継会社は完全親子会社の関係にあることから、本件分割に際し、分割会社に対する承継会社の株式、金銭等の交付は行いません。

3 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当する事実はありません。

4 吸收分割会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

分割会社は、有価証券報告書及び四半期報告書を九州財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の下記ウェブサイトか

ら御覧いただけます。

<http://www.beauty-kadan.co.jp/ir/oldyuho.html>

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

5 吸収分割承継会社の計算書類等に関する事項

- (1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表
別紙2のとおりです。
(2) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の有無及びその内容
該当する事実はありません。

6 効力発生日以降の債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 分割会社の債務の履行の見込みについて
本件分割後における分割会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれること、また、本件分割後の分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は予測されていないことから、本件分割後における分割会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。
(2) 承継会社の債務（分割会社が承継会社に対し本件分割により承継させる債務を含む。）の履行の見込みについて
本件分割後における承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれること、また、本件分割後の承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は予測されていないことから、本件分割後における承継会社の債務の履行の見込みはあると判断しております。

以上

別紙2

株式会社ビューティ花壇東日本分割準備会社

「承継会社の計算書類等」

承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,000	流動負債	-
		固定負債	-
		負債合計	-
		株主資本	10,000
		資本金	10,000
		純資産合計	10,000
資産合計	10,000	負債及び純資産合計	10,000

以上